

○久喜市都市計画審議会運営規則

平成 22 年 3 月 23 日

規則第 205 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久喜市都市計画審議会条例（平成 22 年久喜市条例第 204 号）第 8 条の規定に基づき、久喜市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長の任期)

第 2 条 会長及び副会長の任期は、当該委員（以下「委員」という。）の任期期間中とする。

(招集)

第 3 条 会長は、審議会開催の日の 3 日前までに、招集の日時、場所及び会議の事項を委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(会議録)

第 4 条 会長は、会議録を作成しなければならない。

(会議の公開)

第 5 条 審議会の会議は、公開とする。

(傍聴)

第 6 条 会議は、会長の許可を得て傍聴することができる。

2 会長は、会議運営上支障があると認めるときは、傍聴を制限し、又は拒否することができる。

(委員の除斥)

第 7 条 委員は、自己若しくは同居の親族又はその配偶者に関する事項については、その審議に参加することができない。ただし、会長が必要と認めるときは、除斥された委員も参考人として出席し、説明等のため発言することができる。

(参考人)

第8条 会長が必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。